

倶知安町地域防災計画の修正概要について

1 倶知安町地域防災計画について

「倶知安町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村、北海道、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、倶知安町防災会議（会長：倶知安町長）が作成するもの。

2 計画修正の趣旨

防災基本計画及び北海道地域防災計画等の改正を踏まえて所要の改正を行う。

3 修正の概要

【1】主な改正内容

【第3章 防災組織】

- 気象庁が公表するキキクル（災害危険度の予測情報）の改善に伴う修正（第2節）
 - ・ うす紫（警戒レベル4「非常に危険」）と紫の統合
 - ・ 黒（警戒レベル5「災害切迫」）の新設

【第4章 災害予防計画】

- 関係機関と連携し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める旨を記載

【第5章 災害応急対策計画】

- 災害時の氏名等の公表に係る取扱いを記載（第3節）
- 市町村における避難指示等の発令に当たり、必要に応じ、気象防災アドバイザー等による助言等を活用して適切に判断を行う旨を記載（第4節）
- 国・道・市町村の間で避難所の開設状況の共有に努める旨を記載（第4節）

【2】その他

表記の適正化